

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第13号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和47年柴田町規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当）</p> <p>第13条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務命令簿兼時間外勤務手当等整理簿によって勤務を命ぜられた職員及び給与条例第13条第3項に規定する職員に対し、その実際に勤務した時間（第3項に定める時間を除く。）について支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給与条例第13条第3項の規則で定める時間は、次の各号の場合に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>4 給与条例第13条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。</p> <p>5～9 （略）</p>	<p>（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当）</p> <p>第13条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務命令簿兼時間外勤務手当等整理簿によって勤務を命ぜられた職員及び給与条例第13条第2項に規定する職員に対し、その実際に勤務した時間（第3項に定める時間を除く。）について支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給与条例第13条第2項の規則で定める時間は、次の各号の場合に応じ、当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>4 給与条例第13条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。</p> <p>5～9 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。